

第5章 子ども多文化共生サポーター等との連携

子ども多文化共生サポーター等の母語支援者（p.22）は、外国人児童生徒等にとっては、自分の気持ちを母語で伝えることができるため、安心できる存在です。また、学校にとっても、外国人児童生徒等や保護者との架け橋になる大切な存在です。

信頼関係を築き、密に連携を図りながら、望ましい支援につなぎましょう。

1 役割について

1 早期適応のための支援

- 学校の施設やその使用方法の説明
- 日課や時間割の説明
- 規則や持ち物、給食等、学校生活に関する説明
- 健康に関することの聞き取り等

2 心の安定のための支援

- 母語で何でも話せるような存在であること
- 来日直後はもちろん、その後も週1回程度、子どもの思いや悩み、疑問を聞くこと
- 得られた情報等を教職員と共有し、支援につなぐこと

3 学習の補助

- 母国での既習・未習等の学習経験等の聞き取り
- 取り出し指導での補助
- 在籍学級の授業内容の要約
- 学習プリントの翻訳等
- 児童生徒の様子や気になること、支援したこと等の記録及び報告書の作成
- 学級担任等と情報の共有

※支援内容や方法は、学級担任や担当教員が計画的に考え、効果的な母語支援になるよう、連携して指導しましょう。
※小学校低学年までは、概念や言葉の意味の理解を確認しながら、母語支援をすることが必要な場合があります。

4 意思疎通に関すること

- 外国人児童生徒等や保護者と学校間のコミュニケーションを円滑にする（学校や学級で配布するプリント等の翻訳等）

5 母語・母文化の保持

- 母語や母文化を肯定的に捉え、自尊感情が高まる支援をする
- アイデンティティの確立に向けて支援する

2 連携について



子ども多文化共生サポーター等の役割を理解して連携しよう！

子ども多文化共生サポーター等の母語支援者は、学校の指導計画の下で、児童生徒に対する支援を補助する立場にあります。主な指導者である教員と連携して、効果的な支援になるようにしましょう。

- どんな支援を依頼するか検討する（在籍学級又は取り出し指導）
- 在籍学級や教科担当の教員と内容等を打ち合わせる
- 取り出し指導の場合は、学校の指導計画の下で母語による支援を進める
- 定期的に外国人児童生徒等の様子や困り感、つまずき等の情報交換をする

3 子ども多文化共生サポーター等と教職員の信頼関係の構築について



文化の違いを理解することや気遣い、配慮を大切にしよう！

子ども多文化共生サポーター等と円滑に連携を図るためには、信頼関係の構築が欠かせません。そのためには、教員自身が、多文化共生について意識を高め、互いに理解し合いましょう。

また、毎日学校に勤務していないので、児童生徒の支援に入る前に情報共有を図ったり、勤務や支援に関する疑問等を聞いたりすることも大切です。

- 子ども多文化共生サポーター等が外国につながりのある人の場合は、日本の学校文化を丁寧に説明するとともに、サポーターの母文化を尊重する
- 教職員の一員として挨拶や声かけ等、コミュニケーションが取れたり、わからないことや困っていること等の相談ができたたりする職場環境をつくる
- 学校の施設や勤務をする上での約束事（名札着用の規則）等を伝える
- 事前に学校行事予定・変更、気象警報における休業等を伝える
- 当該児童生徒の欠席連絡や臨時休業等を連絡する時刻を把握するために、子ども多文化共生サポーターが自宅を出るおよその時刻を聞いておく
- 次時の授業内容の教材（コピー等）を事前に渡し、学習の要点を伝えておく
- 勤務しやすい環境を整える（出勤簿や名札、座席、ロッカー、靴箱、教科書等の準備）

4 子ども多文化共生サポーター等と保護者の関係づくりについて



保護者にもサポーターの役割や立場を説明しておこう！

子ども多文化共生サポーター等と保護者との良好な関係は、児童生徒の支援を円滑にします。そのためには、保護者にも、子ども多文化共生サポーター等の役割や立場を説明しましょう。

一方、子ども多文化共生サポーター等は、子どもだけでなく保護者にとっても頼りになる存在であることから、日常生活についても頼る場合が出てきます。そのことがトラブルにつながる可能性もあります。

学校は、子ども多文化共生サポーター等と情報共有をしておきましょう。

【子ども多文化共生サポーターから寄せられた声（例）】

- 初日に教職員へ紹介や靴箱や机の準備があり、学校の職員として受け入れてくださっていることが伝わってきて、居心地も良く働きやすかったです。
- 初日に学級担任や学年主任の先生と打合せがあり、支援の方向を理解したうえで、子どもにかかわることができました。
- 校長先生や教頭先生がサポーターの役割を正しく理解しておられ、相談ができました。
- 教科書や授業で使うプリント等を事前に渡してもらえたので、次回の学習内容を予習し、適切な支援ができました。
- △ 当日、移動中に児童生徒の欠席の連絡が入りました。自宅から移動した往復の交通費はどうなるのでしょうか・・・
→このような場合には、学習プリントや保護者への連絡プリントの翻訳作業や次時の打合せ、児童生徒の状況や課題の情報共有の時間を設けるなど、学校で勤務し、派遣1回分とするか、学校が市町教育委員会に相談し交通費を補償することになっています。
- △ 学校行事による休日の振替や、自然災害による臨時休業などの連絡がなく、当日学校に行っても誰もいませんでした。後日、教頭先生から、当日の交通費は実費負担だと言われたのですが・・・
→学校は市町組合教育委員会に相談し、交通費を補償することになっています。

※対応で困った場合は、所管の教育委員会へ必ず問合せをしてください。